

別表第1 級別標準職務表（第3条関係）

（平18.4.1裁・平19.3.28裁・平22.3.29裁・平24.3.28裁・一部改正）

一般職俸給表（一） 級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	定型的な業務を行う一般職員の職務
2級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う一般職員の職務
3級	1 掛長を補佐し、掛内における専門的な業務を行うとともに、主任及び掛員を指導する専門職員の職務 2 定型的な業務を行うとともに、掛員を指導する主任の職務
4級	1 課長補佐を補佐し、課内における専門的な業務を行うとともに、掛長及び専門職員を指導する専門員の職務 2 掛における業務の総括を行うとともに、主任及び掛員を指導する掛長の職務
5級	課長又は事務長を補佐するとともに、困難な業務を所掌する課長補佐の職務
6級	1 課又は室における業務の総括を行う課長又は室長の職務 2 部局における事務の総括を行う事務長の職務
7級	事務部における事務の総括を行う部長の職務
8級	重要な業務を所掌する部長の職務
9級	総長が別に定める
10級	総長が別に定める

一般職俸給表（二） 級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	1 電話交換手の職務 2 一般技能職員（物の製作若しくは修理又は機器の運転若しくは操作に従事する職員をいう。以下同じ。）の職務 3 自動車運転手の職務 4 守衛又は巡視の職務 5 用務員、労務作業員等（以下「用務員等」という。）の職務
2級	1 相当の技能又は経験を必要とする電話交換手の職務 2 相当の技能又は経験を必要とする業務を行う一般技能職員の職務 3 相当の技能又は経験を必要とする業務を行う自動車運転手の職務 4 困難な業務を行う守衛又は巡視の職務 5 数名の用務員等を直接指揮監督する主任又は特に困難な業務を行う用務員等の職務
3級	1 数名の電話交換手を直接指揮監督する組長又は高度の技能若しくは経験を必要とする電話交換手の職務 2 数名の一般技能職員を直接指揮監督する職長又は高度の技能若しくは経験を必要とする業務を行う一般技能職員の職務 3 数名の自動車運転手を直接指揮監督する車庫長又は高度の技能若しくは経験を必要とする業務を行う自動車運転手の職務 4 相当数の守衛若しくは巡視を直接指揮監督する守衛長若しくは巡視長又は特に困難な業務を行う守衛若しくは巡視の職務 5 相当数の用務員等を直接指揮監督する主任の職務
4級	1 多数の電話交換手を直接指揮監督する組長の職務 2 多数の一般技能職員を直接指揮監督する職長又は特に困難な業務を行う一般技能職員の職務 3 多数の自動車運転手を直接指揮監督する車庫長の職務 4 多数の守衛又は巡視を直接指揮監督する守衛長又は巡視長の職務
5級	1 極めて多数の一般技能職員を直接指揮監督する職長の職務 2 極めて多数の自動車運転手を直接指揮監督する車庫長の職務

専門業務職俸給表 級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	高度の専門的知識、経験等に基づき専門的業務を行う専門業務職員の職務

2級	1 主任専門業務職員の職務 2 特に高度の専門的知識、経験等に基づき困難な専門的業務を行う専門業務職員の職務
3級	1 上席専門業務職員の職務 2 困難な業務を処理する主任専門業務職員の職務
4級	困難な業務を処理する上席専門業務職員の職務
5級	首席専門業務職員の職務
6級	困難な業務を所掌する首席専門業務職員の職務
7級	総長が別に定める
8級	総長が別に定める

教育職俸給表 級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	教務職員の職務
2級	助教又は助手の職務
3級	講師の職務
4級	准教授の職務
5級	教授の職務
6級	総長が別に定める

医療職俸給表（一） 級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	1 栄養士の職務 2 診療放射線技師の職務 3 臨床検査技師の職務 4 理学療法士又は作業療法士の職務 5 歯科衛生士、歯科技工士又はあん摩マッサージ指圧師（以下「歯科衛生士等」という。）の職務
2級	1 薬剤師の職務 2 困難な業務を行う栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士又は歯科衛生士等の職務
3級	1 困難な業務を行う薬剤師の職務 2 困難な業務を行う主任栄養士、主任診療放射線技師、主任臨床検査技師、主任理学療法士、主任作業療法士、主任歯科衛生士、主任歯科技工士又は主任あん摩マッサージ指圧師の職務
4級	1 薬剤部の相当困難な業務を行う主任薬剤師の職務 2 相当困難な業務を行う副疾患栄養治療部長、診療放射線技師長、臨床検査技師長、理学療法士長又は作業療法士長の職務 3 特に困難な業務を行う主任栄養士、主任診療放射線技師、主任臨床検査技師、主任理学療法士又は主任作業療法士の職務
5級	1 薬剤部の副薬剤部長の職務 2 薬剤部の困難な業務を行う主任薬剤師の職務 3 困難な業務を行う副疾患栄養治療部長、診療放射線技師長、臨床検査技師長、理学療法士長又は作業療法士長の職務
6級	1 困難な業務を行う副薬剤部長の職務 2 特に困難な業務を行う副疾患栄養治療部長、診療放射線技師長又は臨床検査技師長の職務
7級	1 特に困難な業務を行う副薬剤部長の職務 2 極めて困難な業務を行う診療放射線技師長又は臨床検査技師長の職務
8級	薬剤部の長の職務

医療職俸給表（二） 級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	准看護師の職務
2級	1 看護師の職務 2 保健師又は助産師の職務

3級	看護師長の職務
4級	副看護部長又は困難な業務を処理する看護師長の職務
5級	看護部長又は困難な業務を処理する副看護部長の職務
6級	困難な業務を処理する看護部長の職務
7級	特に困難な業務を処理する看護部長の職務

指定職標準職務表

標準的な職務

別表第2 級別資格基準表（第4条関係）

（平18.4.1裁・平19.3.28裁・平22.3.29裁・平23.3.25裁・平24.3.28裁・一部改正）

一般職俸給表（一） 級別資格基準表

試験	学歴免許等	職務の級										
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	
正規の試験	I種	大学卒			4	4	2	2	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める
	統一試験等	大学卒		0	5	9	11	13	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める
				3	4	4	2	2				
	II種		0	3	7	11	13	15				
別に定める試験	高校卒		8	4	4	2	2	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める	
その他	中学卒			9	4	4	2	2	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める
			3	12	16	20	22	24				

注) 職務の級欄の上段の数字は、「必要在級年数」を、下段の数字は、「必要経験年数」を示す。(以下同じ。)

一般職俸給表（二） 級別資格基準表

職種	学歴免許等	職務の級					
		1級	2級	3級	4級	5級	
技能職員	高校卒			6	別に定める	別に定める	別に定める
		0	6				
	中学卒			9	別に定める	別に定める	別に定める
		0	9				
労務職員（甲）	中学卒		別に定める	別に定める	別に定める		
		0					
労務職員（乙）	中学卒		別に定める	別に定める			
		0					

備考

1 職種欄の各区分は、その区分に応じて次の各号に掲げる者に適用する。

一 技能職員

- (1) 電話交換手
- (2) 機械工作工、電工（(4)に掲げる者を除く。）、大工、印刷工、製図工、ガラス工等物の製作、修理、加工等の業務に従事する者
- (3) 自動車運転手
- (4) 建設機械操作手、ボイラー技士、電工（電気事業法（昭和39年法律第170号）に規定する自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督を行う者に限る。）、溶接工等機器の運転、操作、保守等の業務に従事する者でその就業に必要な免許等の資格を有するもの
- (5) 上記の(2)から(4)までに掲げる者の業務に準ずる技能的業務に従事する者

二 労務職員（甲） 守衛、巡視等監視、警備等の業務に従事する者

三 労務職員（乙） 用務員、労務作業員等庁務又は労務に従事する者

2 次に掲げる者でその者の有する学歴免許等の資格が学歴免許等資格区分表の「高校卒」の区分に達しないものに対するこの表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分の適用については、その者の学歴免許等の資格にかかわらず、「高校卒」の区分による。

一 前項第1号の(3)に掲げる者

二 前項第1号の(4)に掲げる者

3 前項各号に掲げる者にこの表を適用する場合におけるこれらの職員の経験年数は、それぞれその免許等の資格を取得した時以後のものとする。ただし、総長が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

専門業務職俸給表 級別資格基準表

試験	学歴免許等	職務の級								
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	
正規の試験	I種	大学卒		5	4	4	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める
			0	5	9	13				
	統一試験	大学卒		7	4	4	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める
			0	7	11	15				
別に定める試験	II種	高校卒		9	4	4	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める
	III種		3	12	16	20				
その他	大学卒			7	4	4	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める
			0	7	11	15				
	中学卒			9	4	4	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める
		7	16	20	24					

教育職俸給表 級別資格基準表

職種	学歴免許等	職務の級					
		1級	2級	3級	4級	5級	6級
教授	大学卒					3	別に定める
				0	9	16	
	短大卒				3		別に定める
准教授	大学卒			6	3		
			0	6	9		
	短大卒			6	3		
講師	大学卒			6			
			0	6			
	短大卒			6			
助教	大学卒						
			0				
	短大卒			2.5			
教務職員	大学卒						
			0				
	短大卒						
		0					

医療職俸給表（一） 級別資格基準表

職種	学歴免許等	職務の級							
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
薬剤師	大学6卒			2	3	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める
			0	2	5				

	大学卒			5	3	別に定 める	別に定め る	別に定め る	別に定め る
		0	5	8					
	短大卒		2.5	5	3	別に定 める	別に定め る	別に定め る	別に定め る
		0	2.5	8	1 1				
栄養士	大学卒			5	3	別に定 める	別に定め る		
		0	5	8					
	短大卒		2.5	5	3	別に定 める	別に定め る		
		0	2.5	8	1 1				
診療放射線技師	大学卒			5	3	別に定 める	別に定め る		
		0	5	8					
	短大3卒		1	5	3	別に定 める	別に定め る		
		0	1	6	9				
臨床検査技師	大学卒			5	3	別に定 める	別に定め る		
		0	5	8					
	短大3卒		1	5	3	別に定 める	別に定め る		
		0	1	6	9				
衛生検査技師	大学卒			5	3				
		0	5	8					
	短大卒		2.5	5	3				
		0	2.5	8	1 1				
臨床工学技士	大学卒			5	3	別に定 める			
		0	5	8					
	短大3卒		1	5	3	別に定 める			
		0	1	6	9				
理学療法士 作業療法士	大学卒			5	3	別に定 める			
		0	5	8					
	短大3卒		1	5	3	別に定 める			
		0	1	6	9				
視能訓練士	大学卒			5	3	別に定 める			
		0	5	8					
	短大3卒		1	5	3	別に定 める			
		0	1	6	9				
言語聴覚士	大学卒			5	3	別に定 める			
		0	5	8					
	短大3卒		1	5	3	別に定 める			
		0	1	6	9				
義肢装具士	短大3卒		1	5	3	別に定 める			
		0	1	6	9				
歯科衛生士	短大3卒		1	5	別に定 める	別に定め る			
		0	1	6					
	短大2卒		2.5	5	別に定 める	別に定め る			
		0	2.5	8					
	高校専攻 科卒		4	5	別に定 める	別に定め る			
		0	4	9					
歯科技工士	短大卒		2.5	5	別に定 める	別に定め る			
		0	2.5	8					
	高校卒		5	5	別に定 める	別に定め る			
		0	5	1 0					
あん摩マッサー ジ指圧師	短大3卒		1	5	別に定 める	別に定め る			
		0	1	6					
はり師 きゆう師	短大2卒		2.5	5	別に定 める	別に定め る			
		0	2.5	8					

柔道整復師	高校卒		5	5	別に定	別に定			
		0	5	10	める	める			
その他	短大卒		別に定	別に定め					
		0	める	る					
	高校卒		別に定	別に定め					
0		める	る						
	中学卒		別に定	別に定め					
		4	める	る					

備考 薬剤師、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、義肢装具士、歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師にこの表を適用する場合におけるこれらの職員の経験年数は、それぞれその免許を取得した時以後のものとする。ただし、総長が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

医療職俸給表（二） 級別資格基準表

職種	学歴免許等	職務の級						
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
保健師 助産師 看護師	大学卒			5	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める
	短大卒		0	5				
			0	7	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める
准看護師	准看護師養成所卒							
		0						

備考

- 1 学歴免許等欄の「准看護師養成所卒」は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第22条第1号又は第2号に規定する学校又は養成所（平成13年法律第153号による改正前の保健婦助産婦看護婦法第22条第1号又は第2号に規定する学校又は養成所を含む。）の卒業を示す。
- 2 この表を適用する場合における職員の経験年数は、それぞれその免許を取得した時（保健師及び助産師で看護師免許を有する職員にあっては、看護師免許を取得した時）以後のものとする。ただし、総長が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

別表第3 学歴免許等資格区分表（第5条関係）

（平18.4.1裁・平19.3.28裁・平19.12.26裁・平24.3.28裁・一部改正）

学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基準学歴区分	学歴区分	
1 大学卒	1 博士課程修了（大学6卒後相当）	(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学院博士課程の修了（大学6卒後のものに限る。） (2) 学校教育法による大学院課程の修了（修士の学位を取得後若しくは博士課程（前期2年及び後期3年の区分を設けないものに限る。）において修士課程修了の要件を満たしていると認められた後に医学又は歯学に関する課程を修了した者に限る。） (3) 学校教育法第104条第2項の規定による博士の学位（医学又は歯学に関する学位に限る。） (4) 外国における博士の学位に相当する学位（通算修学年数が22年以上で、医学又は歯学に関する学位に限る。） (5) 上記に相当すると総長が認める学歴免許等の資格
	2 博士課程修了	(1) 学校教育法による大学院博士課程の修了 (2) 学校教育法第104条第2項の規定による博士の学位 (3) 外国における博士の学位に相当する学位（通算修学年数が21年以上となるものに限る。） (4) 上記に相当すると総長が認める学歴免許等の資格
	3 修士課程修了	(1) 学校教育法による大学院修士課程の修了

		(2) 学校教育法による大学院の博士課程（前期2年及び後期3年の区分を設けないものに限る。）において修士課程修了の要件を満たしていることと認められたもの (3) 外国における修士の学位に相当する学位（通算修学年数が18年以上となるものに限る。） (4) 上記に相当すると総長が認める学歴免許等の資格
	4 専門職学位課程修了	(1) 学校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了 (2) 上記に相当すると総長が認める学歴免許等の資格
	5 大学6卒	(1) 学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科（同法第85条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。）又は薬学若しくは獣医学に関する学科（修業年限6年のものに限る。）の卒業 (2) 上記に相当すると総長が認める学歴免許等の資格
	6 大学専攻科卒	(1) 学校教育法による4年制の大学の専攻科の卒業 (2) 上記に相当すると総長が認める学歴免許等の資格
	7 大学4卒	(1) 学校教育法による4年制の大学の卒業 (2) 国立看護大学校看護学部の卒業 (3) 気象大学校大学部（修業年限4年のものに限る。）の卒業 (4) 海上保安大学校本科の卒業 (5) 上記に相当すると総長が認める学歴免許等の資格
2 短大卒	1 短大3卒	(1) 学校教育法による3年制の短期大学の卒業 (2) 学校教育法による2年制の短期大学の専攻科の卒業 (3) 学校教育法による高等専門学校の専攻科の卒業 (4) 上記に相当すると総長が認める学歴免許等の資格
	2 短大2卒	(1) 学校教育法による2年制の短期大学の卒業 (2) 学校教育法による高等専門学校の卒業 (3) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科（2年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限2年以上のものに限る。）の卒業 (4) 航空保安大学校本科の卒業 (5) 海上保安学校本科の修業年限2年の課程の卒業 (6) 上記に相当すると総長が認める学歴免許等の資格
	3 短大1卒	(1) 海上保安学校本科の修業年限1年の課程の卒業 (2) 上記に相当すると総長が認める学歴免許等の資格
3 高校卒	1 高校専攻科卒	(1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科の卒業 (2) 上記に相当すると総長が認める学歴免許等の資格
	2 高校3卒	(1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校（同法第76条第2項に規定する高等部に限る。）の卒業 (2) 上記に相当すると総長が認める学歴免許等の資格
	3 高校2卒	(1) 保健師助産師看護師法による准看護師学校又は准看護師養成所の卒業 (2) 上記に相当すると総長が認める学歴免許等の資格
4 中学卒	中学卒	(1) 学校教育法による中学校若しくは特別支援学校（同法第76条第1項に規定する中等部に限る。）の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了 (2) 上記に相当すると総長が認める学歴免許等の資格

備考 この表の「特別支援学校」には平成18年法律第80号による改正前の学校教育法による盲学校、聾学校及び養護学校を、「准看護師学校」には平成13年法律第153号による改正前の保健婦助産婦看護婦法による准看護婦学校を、「准看護師養成所」には同法による准看護婦養成所を含むものとする。

別表第4 経歴年数換算表（第6条関係）

(平19.3.28裁・一部改正)

経歴		換算率
国家公務員、特定独立行政法人の職員、地方公務員、公庫等の職員、国立大学法人の職員又は旧公共企業体、政府関係機関若しくは外国政府の職員としての在職期間	教職員の職務とその種類が類似する職務に従事した期間 その他の期間	100/100以下 80/100以下(部内の他の教職員との均衡を著しく失う場合は、100/100以下)
民間における企業体、団体等の職員としての在職期間	教職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間 その他の期間	100/100以下 80/100以下
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間(正規の修学年数内の期間に限る。)		100/100以下
その他の期間	教育、医療に関する職務等特殊の知識、技術又は経験を必要とする職務に従事した期間で、その職務についての経験が教職員としての職務に直接役立つと認められるもの	100/100以下
	技能、労務等の職務に従事した期間で、その職務についての経験が教職員としての職務に役立つと認められるもの	50/100以下(部内の他の教職員との均衡を著しく失う場合は、80/100以下)
	その他の期間	25/100以下(部内の他の教職員との均衡を著しく失う場合及び教育職俸給表の適用を受ける教職員に適用する場合は、50/100以下)

備考

- 1 経歴欄の左欄の「その他の期間」の区分中「技能、労務等の職務に従事した期間で、その職務についての経験が教職員としての職務に役立つと認められるもの」の区分の適用を受ける期間のうち、技能、労務等の職務についての経験が教職員としての職務に直接役立つと認められる期間に対するこの表の適用については、同区分に対応する換算率欄の率を80/100以下(部内の他の教職員との均衡を著しく失う場合は、100/100以下)とする。
- 2 経歴欄の左欄の「その他の期間」の区分中「その他の期間」の区分の適用を受ける期間のうち、教職員としての職務に役立つと認められる期間で総長が定めるものに対するこの表の適用については、同区分に対応する換算率欄の率を総長が別に定める。

別表第5 修学年数調整表(第7条関係)

(平18.4.1裁・平19.3.28裁・一部改正)

学歴区分	修学年数	基準学歴区分			
		大学卒(16年)	短大卒(14年)	高校卒(12年)	中学卒(9年)
博士課程修了(大学6卒後相当)	22年	+6年	+8年	+10年	+13年
博士課程修了	21年	+5年	+7年	+9年	+12年
修士課程修了	18年	+2年	+4年	+6年	+9年
専門職学位課程修了	18年	+2年	+4年	+6年	+9年
大学6卒	18年	+2年	+4年	+6年	+9年
大学専攻科卒	17年	+1年	+3年	+5年	+8年
大学4卒	16年		+2年	+4年	+7年
短大3卒	15年	-1年	+1年	+3年	+6年

短大2卒	14年	-2年		+2年	+5年
短大1卒	13年	-3年	-1年	+1年	+4年
高校専攻科卒	13年	-3年	-1年	+1年	+4年
高校3卒	12年	-4年	-2年		+3年
高校2卒	11年	-5年	-3年	-1年	+2年
中学卒	9年	-7年	-5年	-3年	

備考

- 1 学歴区分欄及び基準学歴区分欄の学歴免許等の区分については、それぞれ学歴免許等資格区分表に定めるところによる。
- 2 この表に定める年数（修学年数欄の年数を除く。）は、学歴区分欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格についての基準学歴区分欄の学歴免許等の区分に対する加える年数又は減ずる年数（以下「調整年数」という。）を示す。この場合において「+」の年数は加える年数を、「-」の年数は減ずる年数を示す。
- 3 級別資格基準表又は初任給基準表の学歴免許等欄にこの表の学歴区分欄の学歴免許等の区分と同じ区分（その区分に属する学歴免許等の資格を含む。）が掲げられている場合におけるこの表の適用については、当該区分に対応する修学年数欄の年数をその者の有する学歴免許等の資格の属する区分に対応する同欄の年数から減じた年数をもって、その者の有する学歴免許等の資格についての当該級別資格基準表又は初任給基準表の学歴免許等欄の区分に対する調整年数とする。この場合において、その年数が正となるときはその年数は加える年数とし、その年数が負となるときはその年数は減ずる年数とする。
- 4 その者の有する学歴免許等の資格に係る修学年数及び調整年数について総長が別段の定めをした教職員については、総長が定める修学年数及び調整年数をもって、この表の修学年数及び調整年数とする。

別表第6 初任給基準表（第11条関係）

（平18.4.1裁・平19.3.28裁・平22.3.29裁・平23.3.25裁・平24.3.28裁・一部改正）

一般職俸給表（一） 初任給基準表

職種	試験		学歴免許等	初任給
一般	正規 の試 験	統一試験等		1級25号俸
		別に定める試験		1級5号俸
	その他	高校卒	1級1号俸	

一般職俸給表（二） 初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
技能職員	高校卒	1級17号俸
	中学卒	1級9号俸
労務職員（甲）		1級17号俸から1級49号俸まで
労務職員（乙）		1級1号俸から1級29号俸まで

備考

- 1 職種欄の各区分については、別表第2の一般職俸給表（二）級別資格基準表の備考第1項に定めるところによる。
- 2 別表第2の一般職俸給表（二）級別資格基準表の備考第2項に規定する職員に対する学歴免許等欄の学歴免許等の区分の適用については同項の規定を、同表の備考第3項に規定する職員に第14条第1項の規定を適用する場合における当該職員の経験年数については同表の備考第3項の規定を準用する。
- 3 職種欄の「労務職員（甲）」又は「労務職員（乙）」の区分の適用を受ける職員に対する第11条の規定の適用については、この表の初任給欄の号俸の範囲内で部内の他の職員との均衡を考慮して定める号俸が、同欄の号俸として定められているものとして取り扱うものとする。この場合において、次の表の経験年数欄に掲げる経験年数を有する職員（次項に規定する職員を除く。）については、その者の有する経験年数に応じ、この表の初任給欄の号俸をそれぞれ次の表に定める号俸に読み替えることができる。

職種	経験年数	初任給
労務職員（甲）	11年以上20年未満	1級53号俸から1級73号俸まで

	20年以上	1級77号俵及び1級81号俵まで
労務職員（乙）	8年以上14年未満	1級33号俵から1級45号俵まで
	14年以上	1級49号俵から1級57号俵まで

注) 経験年数欄の経験年数は、学歴免許等資格区分表に定める「中学卒」の区分に属する学歴免許等の資格を取得した時以後のものとする。

4 職種欄の「労務職員（乙）」の区分の適用を受ける職員のうち、採用困難な職務に従事する職員については、この表の初任給欄の号俵が「1級1号俵から1級33号俵まで」と定められているものとして取り扱うものとする。ただし、次の表の経験年数欄に掲げる経験年数を有する職員については、その者の有する経験年数に応じ、この表の初任給欄の号俵をそれぞれ次の表に定める号俵に読み替えることができる。

職種	経験年数	初任給
労務職員（乙）	9年以上18年未満	1級37号俵から1級57号俵まで
	18年以上	1級61号俵から1級69号俵まで

注) 経験年数欄の経験年数は、学歴免許等資格区分表に定める「中学卒」の区分に属する学歴免許等の資格を取得した時以後のものとする。

5 別表第2の一般職俵給表（二）級別資格基準表の備考第1項第1号の(2)から(5)までに掲げる者のうち、新たに職員となった者でその職務の級を1級に決定された「高校卒」の区分に属する学歴免許等の資格を有するものに対する第11条の規定の適用については、1級17号俵から1級29号俵までの範囲内で部内の他の職員との均衡を考慮して定める号俵が、この表の初任給欄の号俵として定められているものとして取り扱うことができる。

6 前項の規定の適用を受けた職員については、第13条の規定は適用しないものとし、これらの職員に第14条第1項の規定を適用する場合には、同項中「5年を超える経験年数」とあるのは「2年を超える経験年数」と、同項第4号中「経験年数」とあるのは「経験年数から3年を減じた経験年数」とする。

7 この表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分の適用については、教職員の有する最も新しい学歴免許等の資格によるものとする。

専門業務職俵給表 初任給基準表

試験	学歴免許等	初任給
正規の試験		1級9号俵
その他	大学卒	1級9号俵

教育職俵給表 初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
助教 助手	博士課程修了（大学6卒後相当）	2級 37号俵
	博士課程修了	2級 31号俵
	修士課程修了 大学6卒 専門職学位課程修了	2級 13号俵
	大学卒	2級 1号俵
教務職員	博士課程修了（大学6卒後相当）	1級 49号俵
	博士課程修了	1級 43号俵
	修士課程修了 大学6卒 専門職学位課程修了	1級 25号俵
	大学卒	1級 13号俵
	短大卒	1級 1号俵

医療職俵給表（一） 初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
薬剤師	大学6卒	2級15号俵
	大学卒	2級1号俵
栄養士	大学卒	2級1号俵
	短大卒	1級11号俵
診療放射線技師	大学卒	2級1号俵
	短大3卒	1級17号俵
臨床検査技師	大学卒	2級1号俵
	短大3卒	1級17号俵

衛生検査技師	大学卒	2級1号俸
	短大卒	1級11号俸
臨床工学技士	大学卒	2級1号俸
	短大3卒	1級17号俸
理学療法士 作業療法士	大学卒	2級1号俸
	短大3卒	1級17号俸
視能訓練士	大学卒	2級1号俸
	短大3卒	1級17号俸
言語聴覚士	大学卒	2級1号俸
	短大3卒	1級17号俸
義肢装具士	短大3卒	1級17号俸
歯科衛生士	短大3卒	1級17号俸
	短大2卒	1級11号俸
	高校専攻科卒	1級7号俸
歯科技工士	短大卒	1級11号俸
	高校卒	1級1号俸
あん摩マッサージ指圧師 はり師 きゆう師 柔道整復師	短大3卒	1級17号俸
	短大2卒	1級11号俸
	高校卒	1級1号俸
その他	高校卒	1級1号俸

備考

- 1 別表第2の医療職俸給表（一）級別資格基準表の備考に規定する職員に第14条第1項の規定を適用する場合における当該職員の経験年数については、同表の規定を準用する。
- 2 義肢装具士法第14条第3号の規定に該当して義肢装具士となった者にこの表を適用する場合における初任給欄の号俸は、総長が別に定める。
- 3 薬剤師法の一部を改正する法律（平成16年法律第134号）附則第3条の規定により薬剤師となった者に対するこの表の学歴免許等欄の適用については、「大学6卒」の区分によるものとする。

医療職俸給表（二）初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
保健師	大学卒	2級11号俸
助産師	短大3卒	2級5号俸
看護師	短大3卒	2級5号俸
	短大2卒	2級1号俸
准看護師	准看護師養成所卒	1級1号俸

備考

- 1 この表の「准看護師養成所卒」については、別表第2の医療職俸給表（二）級別資格基準表の備考第1項に定めるところによる。
- 2 この表の適用を受ける職員に第14条第1項の規定を適用する場合における当該職員の経験年数については、別表第2の医療職俸給表（二）級別資格基準表の備考第2項の規定を準用する。
- 3 准看護師の業務に3年以上従事したことにより保健師助産師看護師法第21条第4号の規定に該当した者で保健師、助産師又は看護師となったものに対するこの表の適用については、学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対応する初任給欄の号俸を、それぞれ「大学卒」にあつては2級15号俸、「短大2卒」にあつては2級9号俸とする。

別表第8 昇給号俸数表（第29条関係）

（平18.4.1裁・全改、平19.3.28裁・一部改正）

昇給区分	A	B	C	D	E
昇給の号俸数	8以上	6	4（一般職俸給表（一）の適用を受ける教職員でその職務	2	0

			の級が7級以上であるもの又は第28条各号に掲げる教職員にあっては、3)		
	2以上	1	0	0	0

備考

この表に定める上段の号俸数は給与規程第8条第3項の規定の適用を受ける教職員以外の教職員に、下段の号俸数は同項の規定の適用を受ける教職員に適用する。

別表第9 休職期間等換算表（第35条関係）

（平19.3.28裁・平19.6.28裁・平20.2.4裁・一部改正）

休職等の期間	換算率
国立大学法人京都大学教職員就業規則（以下「就業規則」という。）第15条第1項第1号の規定による休職（業務上の負傷若しくは疾病又は通勤（労働者災害補償保険法第7条第2項に規定する通勤をいう。以下この表において同じ。）による負傷若しくは疾病に係るものに限る。）又は業務上の負傷若しくは疾病若しくは通勤による負傷若しくは疾病に係る休暇の期間	3/3以下
就業規則第15条第1項第2号の規定による休職の期間（無罪判決を受けた場合の休職の期間に限る。）	3/3以下
就業規則第15条第1項第3号の規定による休職の期間	3/3以下
就業規則第15条第1項第4号の規定による休職の期間	2/3以下
国立大学法人京都大学教職員の育児・介護休業等に関する規程（以下「育児・介護規程」という。）第3条第1項の規定による育児休業の期間	3/3以下
育児・介護規程第31条第1項の規定による介護休業の期間	1/2以下
国立大学法人京都大学教職員の自己啓発等休業に関する規程（以下「自己啓発等規程」という。）第2条第4項の規定による自己啓発等休業のうち、教職員の自発的な大学等における修学（教職員としての職務に特に有用であると認められるものに限る。）又は国際貢献活動のための休業の期間	3/3以下
自己啓発等規程第2条第4項の規定による自己啓発等休業のうち、教職員の自発的な大学等における修学（教職員としての職務に特に有用であると認められるものを除く。）のための休業の期間	1/2以下